

# 事業計画（岩手県岩泉町）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

### ② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表<sup>※</sup>。

岩泉海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定<sup>※1</sup>した。

・1地区海岸において、本復旧工事を着工<sup>※2</sup>済み。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工<sup>※</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定							H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況			
岩泉町	茂師漁港	48	防潮堤、水門、陸閘	10.30	16.00	—	H23.11	H24.1	策定中	H24.10	着工予定	H28.3	完了予定	用地買収、本工事	本工事	
岩泉町	小本漁港	271	防潮堤、水門、陸閘	13.30	14.70	完了	H23.10	H23.11	策定中	H24.3	着工済み	H26.3	完了予定	応急復旧 本工事	本工事	
岩泉町	小本	400	防潮堤	13.30	13.30	—	H23.10	H23.12	策定済み	H24.3	着工済み	H24.12	完了予定	詳細設計、本工事	本工事	

# 岩手県沿岸の地域海岸分割図

## 《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



## 2. 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系小本川水系<sup>※1</sup>小本川の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、2箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所<sup>※2</sup>で着手。

なお、岩泉町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに1箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計2箇所）。

また、平成24年度内に全2箇所<sup>※2</sup>で本復旧完了予定。

- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、警戒態勢の見直しを実施中。

- ④ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（2箇所）で災害査定を完了
- ・ 1箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手

- ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、1箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計2箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り

平成24年度末まで       ： 全2箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる



### 3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により23haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

概ね3年以内での復旧を目指す。

○ 平成24年度から営農が可能な農地 17ha

○ 平成25年度以降からの営農再開を目指す農地 6ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

#### 4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：小本
- ② 海岸防災林の林帯 2.41 h a が被災。
- ③ 今年中に、岩泉町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。  
なお、当該地区はガレキの2次仮置き場となっていることから、ガレキの撤去が完了後、海岸防災林造成事業に着手する予定。  
(保全対象：小本地区集落、下中野地区集落、県道、農地等)

## 5. 漁港

### ① 被害状況

漁港数：3 漁港

被災漁港数：2 漁港

### ② スケジュール

岩泉町内の各被災2 漁港において、平成23 年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成26 年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

## 6. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：小本駅周辺、森の越
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
用地取得、設計、工事を順次行う。

## 7. 復興まちづくり

### (1) 漁業集落防災機能強化事業

ア) 箇所名：小本地区

イ) 津波により岩泉町においては全壊 177 棟、大規模半壊 10 棟、半壊 10 棟の大きな被害が発生している。

ウ) 一部移転や現地嵩上げにより安全な居住地を確保し、集落排水施設、集落道及び避難路を順次整備。

### (2) 学校施設等

#### ① 幼稚園・小中高等学校等

#### (1) 公立学校

##### <岩泉町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧事業に係る国庫補助に申請予定の2校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 津波により甚大な被害を受けた小本小学校及び小本中学校の2校については、学校施設の被害はもとより、児童生徒の安全を最優先に考え、移転新築による復旧を検討しており、9月に町の復興計画を策定し事業実施に向け取り組んでいるところである。

平成24年1月には応急仮設校舎が完成し、3学期から仮設校舎での授業を開始している。

移転復旧先については現在地権者との交渉を進めているところであり、平成24年度の早期に用地確保ができるよう交渉にあたっている。また、用地に目途がついた段階で基本設計等復旧事業に着手し、平成26年度内の移転復旧完了を目標としているところである。

- 小本小学校、小本中学校の復旧にあたっては、同様に被災した小本保育園を含めた、同一敷地内への一体的整備を目指す。

## 8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 42 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 住民が生活していた場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物は仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 7 月までに概ね完了した。  
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

# 工程表(岩手県岩泉町)



